

■ 工事概要と迂回ルートのご案内

1. 主な迂回ルートのご案内

夜間通行止め時は、以下のとおり一般道への迂回をお願いいたします。



規制箇所	迂回ルート	所要時間(参考) ※渋滞していない場合
C3 東海環状道 本巣 IC ～大垣西 IC	C3 東海環状道 本巣 IC※ ⇒ 国道 157 号 ⇔ 県道 23 号 ⇔ 県道 53 号 ⇒ 県道 92 号 ⇔ 県道 212 号 ⇔ 県道 156 号 ⇒ 国道 21 号 ⇔ C3 東海環状道 大垣西 IC※	迂回ルート利用の場合 約 45 分 (高速道路利用時 約 15 分) 【所要時間: +30 分】

※本巣 IC、大垣西 IC は ETC 車限定です。

2. 乗継料金調整について

●夜間通行止めに伴う乗継調整について

夜間通行止めに伴い、下表の通行止め区間(乗継 IC 間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の通行料金より高くならないよう、所定の方法により通行料金の調整をおこないます。

《ETCをご利用のお客さま》

一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。「高速道路通行止め乗継証明書(乗継証明書)」の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金の調整がされます。

《ETC以外でご利用のお客さま(現金などでご利用のお客さま)》

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする「乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

一旦流出する IC が料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。また、乗り継ぎ後の最初の出口 IC が料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

●乗継 IC

道路名	通行止め区間	乗継 IC	
		流出 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入 IC
C3 東 海 環 状 道	大垣西 IC ↓ 本巣 IC (外回り)	C3 東海環状道 大垣西 IC E1 名神 大垣 IC、養老 SA スマート IC 関ヶ原 IC	C3 東海環状道 本巣 IC、岐阜 IC、山県 IC
C3 東 海 環 状 道	本巣 IC ↓ 大垣西 IC (内回り)	C3 東海環状道 本巣 IC、岐阜 IC	C3 東海環状道 大垣西 IC E1 名神 岐阜羽島 IC、安ハスマート IC 大垣 IC、養老 SA スマート IC 関ヶ原 IC

※流出 IC で流出後は、6 時間以内に再流入 IC で乗り継いでください。

※通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。その場合、当該 IC を流出 IC として扱います。

※流出 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出 IC で再流入されても通行料金の調整をおこないます。

※スマート IC は ETC 車限定です。スマート IC は車が停止した状態でなければ開閉バーが開きません。ETC ゲート前で必ず「一旦停止」し、バーが開いてから通行してください。

※大垣西 IC、大野神戸 IC、本巣 IC、岐阜 IC、山県 IC は ETC 専用料金所です。通行止めに伴い、ETC がご利用になれない状態で当該 IC で高速道路から流出または高速道路へ流入される際には、『ETC/サポート』または『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員などの指示にしたがってください。

3. 工事概要

○標識工事

標識のマスキング撤去を行います。

本工事で対象とする標識は、社会実験用の案内標識となります。(詳細は、6ページ「4. お知らせ」をご確認ください。)



作業イメージ



マスキング撤去後の標識の一例

4. お知らせ

高速道路上での電気自動車(EV)の電欠防止を目的として、道の駅「パレットピアおおの」に設置された急速充電器で充電をおこなうために大野神戸 IC で一旦流出する場合、お客様が本来目的とした IC まで降りずに直通利用された場合と同じ通行料金とする社会実験を 2026 年 1 月 6 日(火)0 時から開始することとしましたのでお知らせします。

●社会実験の実施期間

2026 年 1 月 6 日(火)0 時から当面の期間

<ご利用条件>

- **大野神戸ICから一旦流出後、60分以内に大野神戸ICから再流入が必要**となります。
(大野神戸IC以外で乗り直しされる場合は、対象外となります。)
- **再流入後、再度同一方向へご利用された場合**が対象となります。
- **ETC2.0対応車載器を搭載し、セットアップ証明書において、燃料の種類に電気の記載がある車両**が対象となります。
- 全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、出入ICおよび大野神戸IC の流出・再流入時はETC無線通信により走行してください。
※係員のいるレーンでETCカードの手渡しにより料金の精算をされる場合は、ETC2.0対応車載器を搭載している旨お申し出ください。
- **道の駅「パレットピアおおの」に設置された急速充電器のご利用が必要**となります。

「パレットピアおおの」の急速充電器を利用した場合でも、目的地まで高速道路を降りずに利用した場合と同じ料金に調整します。

【出口ICの料金表示器では料金調整前の金額が表示されます。後日、カード会社などから請求させていただく際に、料金調整後の金額となります。】

【利用区間と車種によっては料金調整前後の金額が変わらない場合もあります。】

【ご注意】2026年1月6日(火)0時付近で「パレットピアおおの」に設置された急速充電器をご利用予定のお客さま

⇒1月6日(火)0時より前に、大野神戸ICを流出された場合は「EV路外充電サービス 社会実験」の適用対象となりませんので、ご注意ください。

<ご注意>同一方向のご利用例について

○適用となる例



✗適用とならない例①



✗再流入後、これまでに走行した道路を「戻る方向」に進み高速から流出する場合は、措置の対象となりません。

✗適用とならない例②



✗大野神戸IC以外での再流入は、措置の対象となりません

<道の駅「パレットピアおおの」位置図>

